

大阪市業務委託総合評価落札方式

運用ガイドライン

令和7年8月

大阪市

目 次

第1 はじめに	1
第2 本ガイドラインの目的	1
第3 関係法令等	2
第4 総合評価落札方式による実施手順	3
1 発注方式の選択	5
2 仕様書等・競争入札参加資格の策定	7
(1) 仕様書等	
(2) 競争入札参加資格	
3 契約事務審査会による調査審議	7
(1) 対象案件	
(2) 契約事務審査会での調査審議事項	
(3) 調査審議内容	
4 学識経験者の意見を聴取する会議の開催準備	11
(1) 学識経験者の意見を聴取する会議の役割	
(2) 学識経験者の意見を聴取する会議の委員構成	
(3) 委員の選定	
(4) 委員選定の公正性の確保	
(5) 委員に対する事前説明	
(6) 公正な会議の運営	
5 案件の公告	13
6 質問の受付・回答	14
7 入札参加申請、入札・提案書の提出、開札・提案書の評価	14
8 学識経験者の意見を聴取する会議による提案書等の審査	15
9 落札者の決定	15
10 契約締結	15
11 契約結果の公表	15
12 提案内容の履行確認	15
13 大阪市入札等監視委員会への報告	16

第1 はじめに

従来、地方公共団体の競争入札における落札者は、「より安く」調達を行う必要性から、地方自治法第234条第3項により「予定価格の制限の範囲内で・・・最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」ものとされていたため、価格のみにより決定され、価格以外の要素については落札者決定の要因とされていませんでした。

しかし、価格のみに着目した従来の落札者決定方式では、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、品質の低下につながることが懸念されます。

平成11年2月の地方自治法施行令改正により、調達の性質又は目的から、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」とされ、

「総合評価落札方式」による入札（総合評価一般競争入札）を行うことが可能となりました。（地方自治法施行令第167条の10の2）

総合評価落札方式の適用により、必要な技術的能力を有する者により履行されることから、次のような効果が期待されます。

- ① 目的物の性能、品質の確保、向上
- ② ライフサイクル（開発・運用・保守）で捉えた効率的な調達、履行不良の未然防止等による総合的なコスト縮減
- ③ 環境対策、安全対策等への対応
- ④ 事業効果の早期発現等の効率的かつ適切な実現
- ⑤ 技術力競争を行うことによる民間業者におけるモチベーションの向上
- ⑥ 技術と経営に優れた健全な民間業者の育成
- ⑦ 価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることによる談合等の不正防止

本市では、業務委託契約のうち情報システムの調達に関して、国に準じて予定価格が80万SDR以上の案件について、総合評価落札方式によるライフサイクルコストベースの調達を基本としています（参照：[RFI及び総合評価落札方式による情報システム調達時の留意事項](#)）。また、庁舎清掃業務委託の一部において、技術的評価及び就労困難者の雇用取組や環境への配慮などの公共性評価を行う「総合評価一般競争入札（政策提案型）」を導入しています（参照：[業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン](#)）。

政府調達協定の対象となる調達契約の相手方の選定方式としても、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、透明性、公正性及び予算の効率的使用に十分留意したうえで、総合評価落札方式をとることが認められています。

第2 本ガイドラインの目的

総合評価落札方式により、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価でき、より技術力等の高い企業が落札者となりやすく、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されま

す。

一方で、総合評価落札方式の効果を適正かつ確実に実現していくためには、価格以外の要素の評価を行うための公正かつ客観的な評価方法を定め、評価者の恣意性を排除するしくみを構築する必要があります。

本ガイドラインは、業務委託契約における総合評価落札方式を実施するための基本的な運用事項を示したものです。

第3 関係法令等

総合評価一般競争入札は、地方自治法及び地方自治法施行令等に基づき実施するものです。

また、大阪市契約規則やその他関係法令に従うことになります。

◎地方自治法 第234条第3項

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

◎地方自治法施行令 第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるととき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならぬ。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならぬ事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

◎地方自治法施行規則 第12条の4

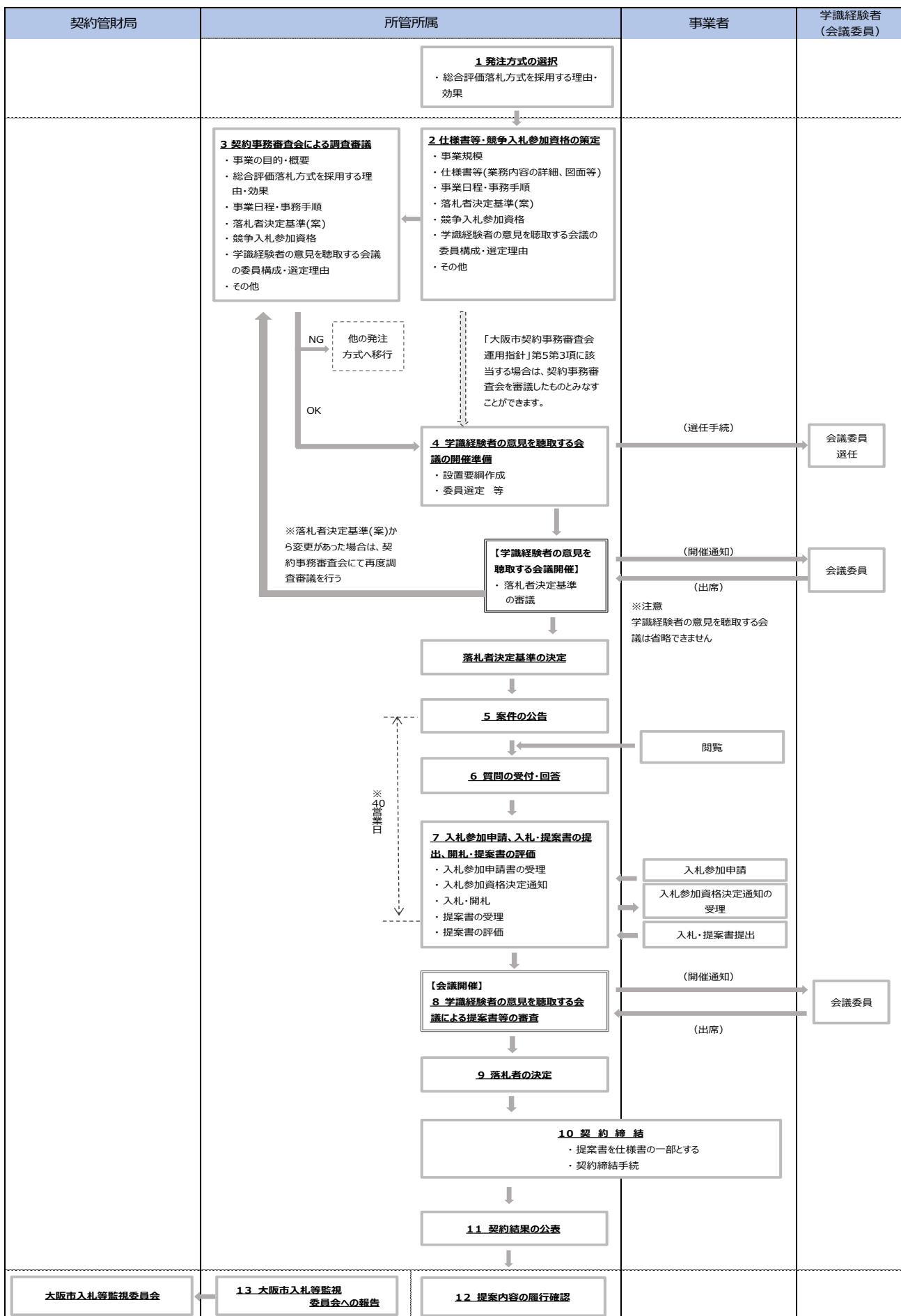
普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項 及び第五項（これらの規定を同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第4 総合評価落札方式による実施手順

総合評価落札方式による事務手続の基本的な流れは次のとおりです。なお、詳細は次のフロー図を参考してください。

- 1 発注方式の選択
- 2 仕様書等・競争入札参加資格の策定
- 3 契約事務審査会による調査審議
- 4 学識経験者の意見を聴取する会議の開催準備
- 5 案件の公告
- 6 質問の受付・回答
- 7 入札参加申請、入札・提案書の提出、開札・提案書の評価
- 8 学識経験者の意見を聴取する会議による提案書等の審査
- 9 落札者の決定
- 10 契約締結
- 11 契約結果の公表
- 12 提案内容の履行確認
- 13 大阪市入札等監視委員会への報告

総合評価落札方式事務フロー図（モデル）

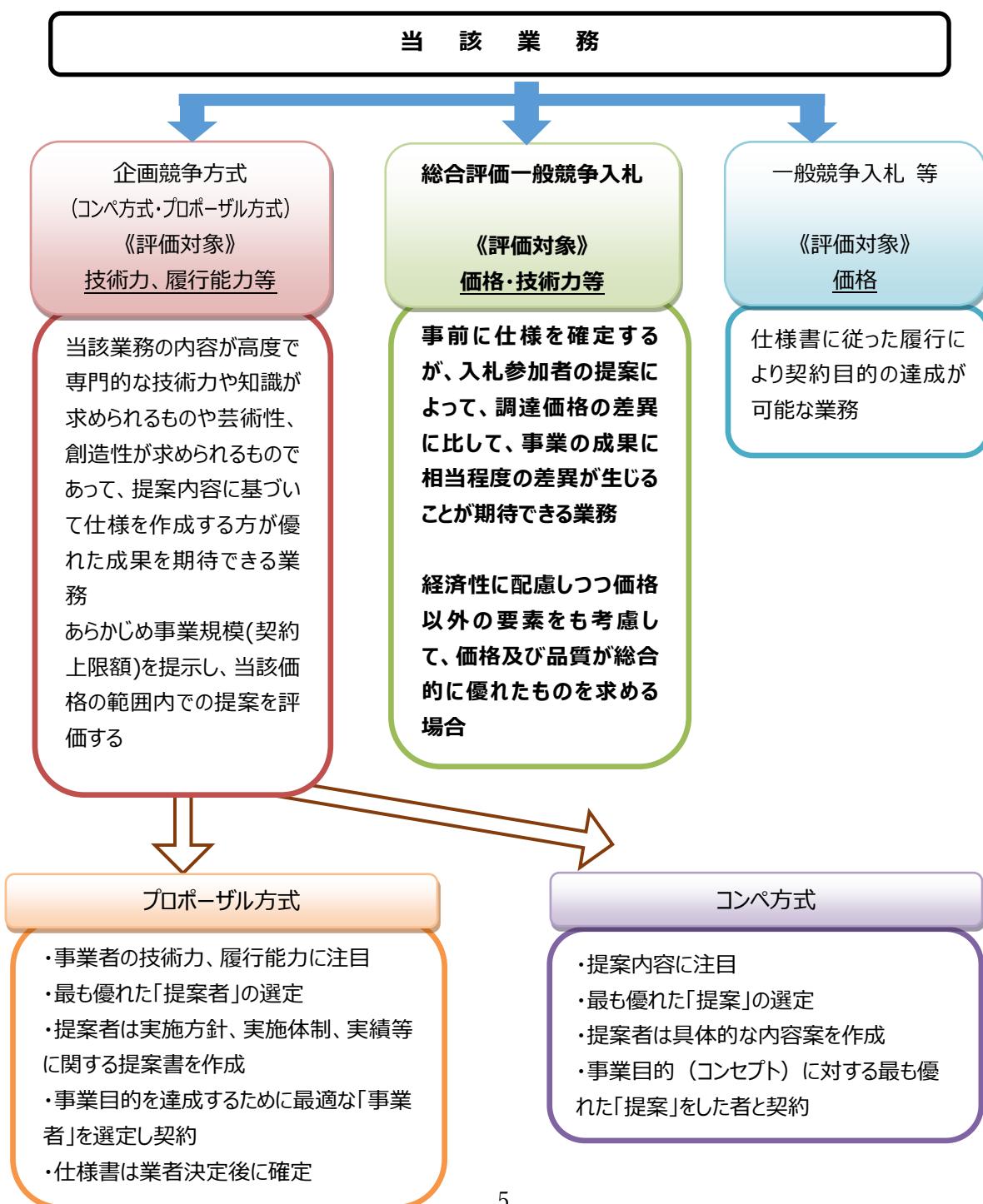


1 発注方式の選択

総合評価一般競争入札は地方自治法で定められた一般競争入札の類型の1つであり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格および品質が総合的に優れた内容の契約をするため、価格およびその他の条件が本市にとって最も有利なものを持って申込みをした者を契約の相手方とする落札者決定方式となります。

仕様書どおりの履行を求める業務であり、価格競争が可能な案件については、原則のとおり一般競争入札で行い、価格だけでなく品質を高めるための技術やノウハウ等における提案を求める場合は、価格及び技術の双方を総合的に評価する総合評価一般競争入札を行うのが適正な取扱いです。

なお、発注方式の選択については、次のフロー図を参考にしてください。

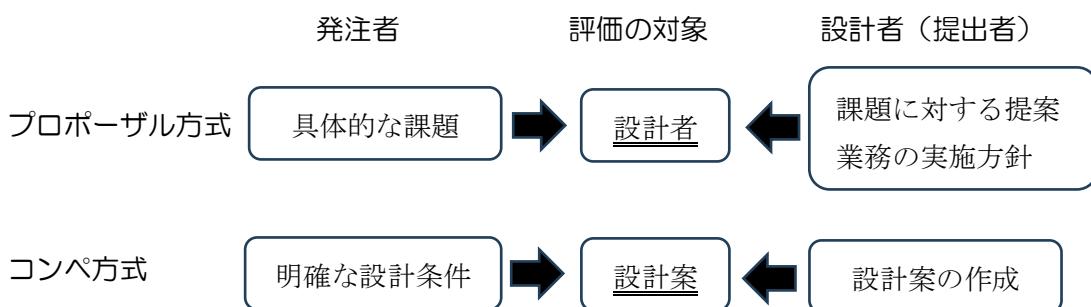


◇ プロポーザル方式について

- ① 提案者に対し、事業目的に沿った実施方針、実施体制、実績等に関する企画提案書の提出を求める。
- ② 企画内容や業務遂行能力が最も優れた「提案者」を採用する方法
- ③ プロポーザル方式の仕様書は、提案内容を仕様書に盛り込むこととなるが、具体的な提案までを求めてない場合は、発注者と提案者との共同作業により仕様書を作成する。

◇ コンペ方式について

- ① 提案者に対し、対象業務に関して、事業目的に沿った設計案・企画案の提出を求める。
- ② 最も優れた企画提案そのものの「設計案」・「企画案」を採用する方法
- ③ コンペ方式の仕様書は、発注者・提案者ともに提案内容に拘束されたものとなる。



プロポーザル方式・コンペ方式のいずれの場合も、選定基準において提案金額が低い方を高く評価する「価格点」を設定することは、当該案件が高度で専門的な提案を求める必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「性質又は目的が価格競争に適しないもの」として随意契約によることと矛盾することになります。

提案金額の積算の妥当性の評価を設定する場合は、「提案内容に比べて提案金額の積算が妥当になされているか」を評価するものであり、「価格点」ではないことに注意を要します。

詳細については[「大阪市公募型企画競争方式運用要領（業務委託契約）」](#)及び[「業務委託契約における大阪市公募型企画競争方式運用ガイドライン」](#)を参照してください。

2 仕様書等・競争入札参加資格の策定

(1) 仕様書等

総合評価一般競争入札は一般競争入札の一つであるため、仕様書等をあらかじめ作成し、これをもとに予定価格を作成した上で競争入札を実施します。

仕様書等とは、契約の目的となる業務の内容を詳細に定めたものであり、文書で記した仕様書のほかに、図面、写真、見本、検査実施要領、支給品又は貸与品明細書などが含まれます。

仕様書等の内容は業務委託契約の根幹であり、入札の公告において示すことで入札金額の積算の基礎となり、また履行内容を定める重要なものです。このため、仕様書等は業務内容が明確になっており、誤解が生じることなく適切な積算が可能なものであるとともに、適正な履行が可能なものであることが求められます。また、遵守するべき必要な関係法令に適合したものである必要があります。

また、業務内容を明確にしなければ、求める提案が得られない等の理由により期待した効果が得られない可能性があります。

(2) 競争入札参加資格

地方自治法施行令第167条の5の規定により、普通地方公共団体は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができます。業務を行うにあたって法令等で定められているものや、法令上の規定はないものの履行能力を確認する必要があるとされる場合は、競争入札参加資格を設定します。

また、競争入札参加資格を充足することを確認するため、どのような資格審査資料を提出させるか検討する必要があります。案件の公開後に資格審査資料の誤りや不足等が判明した場合は、公正な入札の執行ができない等の判断により案件中止しなければならない可能性もあります。

3 契約事務審査会による調査審議

総合評価落札方式採用の適否の判断を行う際、より公正性、透明性を確保したうえで慎重かつ厳格に適否を判断するため、大阪市契約事務審査会運用指針第3第1項第8号の規定に基づき、原則として各所属の契約事務審査会の調査審議に付するものとしています。

(1) 対象案件

契約事務審査会の調査審議に付する対象案件は、各所属の事業所管課が総合評価落札方式によって調達することが適當と判断した業務としています。

なお、大阪市契約事務審査会運用指針第5第3項に該当する場合は、契約事務審査会を審議したものとみなすことができます。

また、落札決定に至らなかった場合に改めて総合評価落札方式を採用しようとするときは、再度、契約事務審査会の調査審議に付するものとしています。

(2) 契約事務審査会での調査審議事項

各所属の事業所管課は、総合評価落札方式を採用する前提として、契約の必要性や目標とする事業効果や行政水準を設定し、入札参加者から求める提案内容及びそれによって得られる効果等を整理したうえで、次の項目について契約事務審査会にて調査審議するものとしています。

- ア 当該事業の目的・概要
- イ 総合評価落札方式を採用する理由及びその効果
- ウ 事業日程及び事務手順
- エ 学識経験者の意見を聴取する会議にあっては、会議の委員構成及びその選定理由
- オ 総合評価落札方式の適用、落札者決定基準に関すること（ただし、2人以上の学識経験者の意見も聴かなければならない。）
- カ その他必要な事項

(3) 調査審議内容

契約事務審査会においては、総合評価落札方式を採用する妥当性の調査審議を行うとともに、落札者決定基準や会議の委員構成など、入札・契約事務における公正性、透明性及び競争性の確保の観点から適正かどうかについて調査審議します。

«参考»

落札者決定基準は学識経験者の意見を聴取したうえで定めることとなります、その案の作成にあたっては、次のような点への留意が必要です。

◇ 落札者決定基準（案）の策定について

総合評価落札方式は「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものももつて申込みをした者を落札者とする」方式ですが、最も有利なものであるか否かの判断が恣意的になっては、競争入札の公正性を損なうことになります。また、価格のみに着目すれば、より高い価格での入札参加者が落札者となりうる方式であることから、通常の入札以上に客観性の確保が要求されます。そのため、評価時に評価者が入札参加者を特定できないよう講じるとともに、客観的に判断できるような基準を予め設けておくことが必要であり、総合評価落札方式による競争を行おうとするときは、あらかじめ落札者決定基準を定めなければならないとされています。（地方自治法施行令第167条の10の2第3項）

また、総合評価落札方式の効果を適正かつ確実に実現していくためには、価格以外の要素の評価を行うための公正かつ客観的な落札者決定基準を定め、評価者の恣意性を排除するしくみを構築する必要があります。

企業の技術力等（履行能力、配置予定者の能力、保有資格、地域貢献、その他）は、提出された提案書を落札者決定基準に基づき点数化しますので、落札者決定基準（案）は、評価項目及び評価の視点や基準となる内容を客観的にわかりやすく明記してください。

実際に提案書を評価する際は、落札者決定基準により定められた方法以外により行うことができませんので、評価時に疑義が出ないような落札者決定基準の策定に努めてください。

（例）再度入札実施の有無

評価が最も高い者が複数いる場合の取扱い

最低限の要求要件を設ける場合はその範囲 等

落札者決定を行ううえでの手法の1つとして、低入札価格調査制度の適用が挙げられます。

地方自治法施行令上、総合評価一般競争入札には低入札価格調査制度の併用が認められています。具体的には、落札者となるべき者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときには、低入札価格調査を実施したうえで、総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができます。

低入札価格調査制度を適用する場合は、適用する旨やその基準を落札者決定基準にて定めてください。

なお、最低制限価格制度の適用は認められていないことにご留意ください。

◇ 評価項目（例）

- (A) 企業の履行能力（同種業務の履行実績、企業の保有資格など）
- (B) 配置予定者の能力（同種業務の履行実績、従事者の保有資格など）
- (C) 企業の地域貢献

当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって業務が担われることがより望ましいとの考え方から設定される評価項目です。ただし、こうした観点から設定される評価項目については、競争性・透明性の確保に留意する必要があります。

- (D) その他の評価項目

業務委託の入札は、適切な価格で適切に履行することを目的としていますが、地方公共団体によっては環境、福祉等幅広い政策目的を実現するための政策手段として用いている例もあります。どういった評価項目を採用するかは、企業の履行能力や地域貢献に関する評価項目の配点とのバランスに配慮しつつ、業務の品質確保に資する観点から実情に応じて判断してください。

また、特定の1者が多くの業務を受注することによって履行が延びるといった懸念がある場合には、手持ちの業務量を評価項目に入れることも考えられます。

◇ 評価方法の決定

評価の算出方法には加算方式と除算方式があります。

●加算方式

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価を算出します。

評価 = 価格評価点 + 技術評価点

«価格評価点の算出方法の一例»

- $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$
- $40 \times (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{入札価格})$ (上限は 40 点) ※政策提案型の場合

●除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」(標準点+加算点)を入札価格で割って、評価を算出する方法です。

評価 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

総合評価落札方式は、価格評価点と技術評価点との一定のバランスのもとに、価格と品質が総合的に優れた調達を実施するための入札方式であることから、価格評価点と技術評価点のバランスに留意することが必要です。(価格評価点と技術評価点の比率について、政策提案型では 4 : 6 としています。)

4 学識経験者の意見を聴取する会議の開催準備

総合評価落札方式で調達を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項により、次の内容についてあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならぬとされています。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかについて確認するとき
- ・上記で必要があるとの意見があった場合には、落札者を決定しようとするとき

なお、この会議は「主に選考の公正性・透明性を確保するために設けられた、事業者（指定管理予定者を含む。）の選定に関する意見を聴取することを目的とする会合で、単発的に開催されるもの（单一の課題について、2、3回程度の開催が予定されているもの）」に該当する場合は、総務局発行の「審議会等の設置及び運営に関する指針 解釈・運用の手引」の対象外となります。

会議の設置にあたっては、設置要綱を作成するなど、適切な会議運営に努めてください。

(1) 学識経験者の意見を聴取する会議の役割

会議では、調達する業務の目的、性質及び内容を踏まえ、民間企業の有する技術やノウハウを的確に評価できる落札者決定基準の設定について審査します。

また、その落札者決定基準に基づき、入札参加者からの提案について公正かつ適正に審査します。

(2) 学識経験者の意見を聴取する会議の委員構成

会議は、原則として府外の学識経験者2名以上の委員で構成してください。

また、委員構成は、調達する業務の目的、性質及び内容を踏まえ、民間企業の有する技術やノウハウを的確に評価できる落札者決定基準の設定や、提案された内容の評価について適正に審査できるものとしなければなりません。

(3) 委員の選定

ア 事業遂行、目的達成に必要な専門性について十分吟味し、当該事業にふさわしい落札者を決定するにあたって必要となる知識、専門性を有する委員を選定しなければなりません。

そのためにも当該落札者を選定するにあたって必要となる専門分野（原則として2分野以上）をあらかじめ定めておかなければなりません。

イ 弁護士や公認会計士については、法律・会計の専門家であるという観点だけに基づいた安易な委員就任依頼は行わず、原則委員に選任しないこととします。もしも、法律、会計の観点からの検討が必要だという場合についても、事前のリーガルチェックや会計チェック等で済ますことができる事項かを十分に検証し、それでも委員として選定する必要があると判断した場合は、当該業務において必要とされる見識等を明確

にして委員就任依頼することとします。

なお、弁護士や公認会計士を委員に選定する場合は、事業の特性に鑑みて委員の審査対象をリーガルチェックや会計チェックなどのそれぞれの専門分野に限定するのか、すべての評価項目について委員の審査対象とするのかについても明確にしておかなければなりません。

ウ 事業特性に応じたふさわしい委員を選定するにあたり、提案内容の採算性、実現可能性を特に審査する必要がある事業等で、その妥当性を判断するためにも企業経営的な視点を有する委員が必要となる場合は、経済団体等に委員推薦を依頼し、企業経営的視点を有する者を委員に選定するものとします。

(4) 委員選定の公正性の確保

委員の選定にあたっては、適切な委員の選定と公正性の確保の観点から、次の点に留意してください。

ア 委員及び委員の所属する団体等については、人的交流や補助金など過去3年程度は本市と関係性、利害関係がない者を選定するよう努めること。

イ 委員の固定化を避けるため、原則として同一案件で続けて同じ委員を選任することのないよう留意すること。

また、当該案件に係る意思決定を行う又は意思決定に関与する「本市職員」を委員とすることは、会議における審議に本市の意思を反映するものであり、会議の公正性や客觀性を損なうため禁止とします。(意思決定を行う又は意思決定に関与する本市職員とは、決裁ラインに入っている職員はもちろんのこと、同一所属内の関係課や調達担当、総務担当などの職員も含みます。)

のことから、意思決定に関与しない職員のうち、知識と専門性を有する者を委員に選定することを妨げるものではありませんが、その場合についても、公正性を十分に考慮して慎重に選定する必要があります。

(5) 委員に対する事前説明

本市では、職員の入札契約事務に関するコンプライアンスの確保を目的として「公正契約職務執行マニュアル」を定めています。

府外の学識経験者の意見を聴取する会議の委員については、このマニュアルの対象ではありませんが、会議における審査の公正性を確保する観点から、当該案件の審査期間中(契約結果の公表まで)において、マニュアルが定める関係業者等との会食の禁止など関係業者等との対応に係るルールと同等の対応が求められることになります。

委員に対する事前説明時においては、この旨を委員に対してお伝えするとともに、留意事項を書面で手渡してその内容を説明するなど、公正性の確保に努めてください。説明資料は「業務委託契約における大阪市公募型企画競争方式運用ガイドライン」参考資料(3)「関係業者等との対応について【委員説明用】」を参考してください。

(6) 公正な会議の運営

委員が、会議での審査の内容と利害関係が生じるおそれがある場合は、所管所属において当該委員に対する事実確認等を行い、委員を辞任していただくか、あるいはその審査には関与させないようにしてください。

また、落札者が決定するまでの間に、入札参加者から委員に対し故意（不正行為目的）の接触があった場合は、委員は本市に対して通報することとし、当該入札参加者を無効とします。委員と入札参加者との間に利害関係が生じるなど、入札参加者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員名については原則事後公表とします。

◇ 学識経験者の範囲

本市において価格と品質で総合的に最も優れた調達を実現する観点から、中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。

なお、地方自治法逐条解説では次のように解説されています。

「逐条地方自治法 学陽書房出版」より抜粋

総合評価一般競争入札は価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利な者をものであるか否かの判断が恣意的になっては競争入札の公正性を損なうことになる。また、価格のみに着目すればより高い価格での入札参加者が落札者となりうる方式であることから通常の入札以上に客観性の確保が要求される。したがって客観的に判断できるような基準を設けておくことが必要であり、客観性を確保するためにあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

具体的には学者、試験研究機関の研究員、同様の調達を行っている国や地方公共団体、民間企業の職員等が考えられるところであるが、当然、入札に参加し得る企業の関係者が入らないように留意すべきである。

5 案件の公告

総合評価落札方式の実施にあたっては、仕様書や落札者決定基準、入札に参加する者に必要な資格等をホームページ等により掲載し、入札が行われることを広く周知してください。

公告をするときは、一般競争入札において必要な公告等のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければならないとされています。（地方自治法施行令第167条の10の2第6項）

したがって、入札説明書等に次の事項を明記するものとします。

- (1) 総合評価落札方式の適用の旨
- (2) 落札者決定基準（評価項目・評価基準・配点）
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 提出を求める提案書及び提出方法
- (5) その他（提案書の様式等）

上記は標準的な記載事項であり、業務の目的、性質及び内容等に応じて必要な事項を追加するなど、できる限り詳しく分かりやすい内容としてください。

公告から入札までの期間は十分確保してください。なお、政府調達協定の対象となる調達契約は、入札期日の前日から起算して40日前までに市公報にて公告を行わなければなりません。政府調達協定の対象となる調達契約にあたっては、公告日数以外の事項においても通常の案件と取扱いが異なる点があるため、大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則等を遵守してください。

6 質問の受付・回答

公告と同時に事業者からの質問の受付も開始します。質問受付期間終了後は、仕様書の内容と矛盾がないよう回答を作成し、入札説明書に定められた日時及び掲載場所で回答書を公開します。

仕様書等に対する質問・回答については、あくまでも仕様書記載内容の不明確な部分についての質問（事業者によって解釈が分かれるものなど）に対して回答するものであり、回答をもって仕様書等の内容を修正・変更することはできません。公正・公平な入札執行が確保できないこととなるため、特に積算内容に影響を及ぼすような数量などの変更を回答により行わないよう留意してください。

また、質問回答書は適正に取り扱うとともに、契約後、疑義が生じないよう、慎重かつ丁寧な回答を心がけてください。

7 入札参加申請、入札・提案書の提出、開札・提案書の評価

(1) 入札参加申請及び結果通知

入札を希望する者は、公告に定める締切日時までに入札参加申請を行う必要があります。入札参加申請を受け付けた場合は、入札参加資格審査を行ったうえで、期日までに入札参加者全員へ入札参加資格決定通知を行ってください。入札参加資格があると認められた場合のみ、入札への参加が可能です。

(2) 入札・開札

入札は価格の入札書とともに提案書の提出を受けて行います。

開札は公告に定める日時、場所により、原則として入札参加者立会いのもと行います。

(3) 提案書の評価

入札価格が予定価格の範囲内にある者に対し、落札者決定基準に基づき入札金額及び提案書を評価します。評価にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正に行うため、入札参加者名を伏せた提案書で行います。

8 学識経験者の意見を聴取する会議による提案書等の審査

落札者を決定するときに改めて意見を聞く必要があるとされた際は、評価に関し、学識経験者の意見を聴取します。学識経験者の意見を聴取する会議において、提案書等の内容について審査し、落札者決定のための意見を聴きます。

提案書等の審査のためにヒアリングを行う場合は、公正性の確保に留意しなければなりません。

入札参加者からの提案書を会議資料に含める場合は、匿名性を確保するため、入札参加者名を推定できる内容（商号又は名称、代表者氏名など）をマスキングするなど、より客観的かつ公正な審査となるよう留意しなければなりません。

9 落札者の決定

学識経験者の意見も踏まえた審査の結果、最も評価が高い入札参加者が落札者となります。落札者決定後は、入札結果を速やかに入札参加者全員へ通知するとともに、ホームページで速やかに公表します。

公表内容は「業務委託契約における大阪市公募型企画競争方式運用ガイドライン」参考資料（4）「公募型プロポーザル方式による選定結果の公表」を参考としてください。

10 契約締結

落札者の決定後、速やかに落札者と契約締結を行います。

総合評価落札方式では、評価した提案内容について、その履行を確保するため、提案内容を仕様書等の一部として取り込んだうえで契約締結を行います。

11 契約結果の公表

「入札契約情報等の公表に関する要綱」に基づき入札結果を公表します。

なお、政府調達協定の対象となる調達契約については、落札者決定後 72 日以内に落札者等の公示を行ってください。

なお、契約管財局で入札執行する案件においては、入札参加者が 1 者であった場合や入札参加者がいなかった場合においては、競争性向上のため、「物品供給・業務委託（測量・建設コンサルタント等除く）契約の入札における入札状況調査要領」に基づき参加可能業者から事情聴取を行い、その結果を次回以降の入札に反映させるなど、詳細分析と結果の検証を行っています。各所属専決案件においても、同様の取組を行い、競争性の向上に努める必要があります。

12 提案内容の履行確認

総合評価落札方式では、落札者の提案内容の実効性の確保や競争入札の公平性が担保される

必要があります。履行確認を行った結果、提案内容が遵守されていない場合には、その是正を求める必要があるほか、「[大阪市競争入札参加停止措置要綱](#)」に基づく停止措置の対象となる場合があります。

13 大阪市入札等監視委員会への報告

総合評価落札方式により契約を行った案件は、「[大阪市入札等監視委員会開催運営要領](#)」に基づく報告の対象となります。

報告を通じて、同委員会から検討や改善を要する点などについて指摘や意見等があれば、総合評価落札方式がより適正に運用されるよう事務手続き等について見直していくものとします。